



広報

FUKAURA

ふかうら

No.360

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

沿道美化清掃に

ご協力を！

毎年春に実施している沿道美化清掃について、今年も町内会等各種団体の協力のもと、全町において沿道・海岸及びＪＲ沿線付近の一斉清掃を実施します。

自然を大切にし、さわやかできれいな町にするためにも、皆さんの御協力をお願いします。

なお、沿道美化清掃のごみ集積場所に、家庭のごみを出さないようにしてください。そのようなごみは回収しませんので、ご理解をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、活動を中止する場合は改めてお知らせします。

◆実施日

4月18日（土）

〓町民課より〓

深浦診療所「休診日」の

お知らせ

都合により、3月31日（火）の午後は休診となります。

□問合せ先

深浦診療所

Tel 82-0337

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対して様々な支援策をホームページ等でご案内していますが、各支援策等についてご相談がありましたら、役場観光課・深浦町商工会へ問合せくださるようお願いいたします。

□問合せ先

観光課

Tel 74-4412

深浦町商工会

Tel 74-2509

鯨ヶ沢病院からの

お知らせ

鯨ヶ沢病院より、診療及び休診についてのお知らせです。

◆歯科外来

5月13日（水）

予約患者のみ診療

◆婦人科外来

4月以降も引き続き休診

◆眼科外来

①診療日

毎週 月曜日・木曜日

②担当医師

【月曜日】齋藤昌晃医師

【木曜日】工藤朝香医師

◆整形外科外来

休診日

6月18日（木）、19日（金）

□問合せ先

つがる西北五広域連合

鯨ヶ沢病院

Tel 72-3111

「若者等住宅整備支援補助金」のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（移住世帯、新婚世帯、子育て中の世帯）が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】

- ・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
- ・上限50万円

【リフォームの場合】

- ・深浦町住宅リフォーム支援補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
- ・上限10万円

※深浦町住宅リフォーム支援補助金とは別に補助します。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

- ①町外から転入後3年以内の方

- ②婚姻後5年以内の新婚夫婦

- ③18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームに対する補助については、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住宅リフォーム支援補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請の時期

次のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住宅リフォーム支援補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

「地域の魅力向上支援事業費補助金」のお知らせ

町民のみなさんによる起業や新分野への進出を図る際の経費、自主的な地域づくりへの取組への経費の一部を補助します。

町内産業の活性化や地域の発展を目指す活動を行いたい方は、ぜひご活用ください。

◆起業化事業

【補助対象経費】

起業または新分野へ進出するための経費（施設の新増設、設備・備品購入、試作品開発、技術習得等）

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の2/3以内
- ・上限100万円

◆6次産業化事業

【補助対象者経費】

農林水産省が定める6次産業化対策事業の実施に要する経費

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の1/4以内
- ・上限200万円

◆地域の魅力向上事業

【補助対象者経費】

町内の3人以上の住民グループ・団体等が自主的に行う地域活性化につながる公益的な取組みに要する経費

【補助率及び限度額】

- ・補助対象経費の4/5以内
- ・上限50万円

※本補助金は、公正かつ円滑な運営を図るため、補助事業者に対し、ヒアリングを実施します。申請を検討される方は、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122



こころの相談について

不眠、不安、憂うつ、仕事が手につかないなどの悩みをお持ちの方は、気軽ににご相談ください。

◆相談日

毎月第2木曜日 13時～14時
（2月のみ第3木曜日）

※電話等により事前の予約をお願いします。

◆相談担当

精神科嘱託医

精神保健福祉相談員

◆相談場所

五所川原保健所

（住所…五所川原市末広町14）

□問合せ先

五所川原保健所

健康増進課

精神保健福祉担当

Tel 0173-34-2108

Fax 0173-34-7516

望まない受動喫煙をなくしましょう

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。この改正では、施設の類型に応じ、施設を管理する方が講ずべき受動喫煙対策（屋内禁煙等）が定められ、受動喫煙の影響を受けやすい子どもや妊婦、患者等たばこを吸わない方の受動喫煙を防ぐものとなっています。

4月1日からは法律の全面施行により【多くの人が利用する施設において原則的に屋内禁煙】となり、受動喫煙防止は「マナー」から「ルール」となります。

施設の類型に応じて要件を満たせば、喫煙室を設置することができますが、違反者には罰則の適用（過料）が課せられることがありますのでご注意ください。

◆ポイント1 病院・学校などでは、2019年7月から敷地内が原則禁煙となっています。

◆ポイント2 4月1日から多くの施設で屋内が原則禁煙となります。

次のような施設が該当します。

①多くの利用者がいる施設（2人以上の方が同時に、または入れ替わり利用する施設）

②旅館、ホテル（客室は適用外の場合もあります。）

③飲食店 など

※これらの施設等に喫煙室を設置するためには、所定の要件に適合する必要があります。

◆ポイント3 20歳未満の方は、喫煙エリアに立入禁止となります。

20歳未満の方は、屋内・屋外を含めたすべての喫煙エリアへは一切、立入禁止となります。たとえ、従業員であっても同様です。

◆ポイント4 加熱式たばこも対象となります。

専用機器を用いて電気で加熱することを使用するものであっても、対象となります。

受動喫煙対策に取り組む事業所の皆さんにつきましては、財政・税制支援が該当する場合があります。厚生労働省ホームページ（<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>）を参照ください。

□問合せ先

健康増進課

Tel 82-0288

「全国農業新聞」を購読しませんか

「全国農業新聞」は全国農業会議所で発行する農業総合専門紙で、農家の経営や暮らしに役立つ情報、農政の動きなどをまとめ、週1回ご自宅にお届けするものです。

購読料は、月700円です。購読を希望される方は、農業委員会事務局までお申し込みください。

□問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

「農業者年金」に加入し ましょう

「農業者年金」は、年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金加入者の方ならどなたでも加入できる年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式・確定拠出型ですので非常に安定的な年金です。

保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

国民年金と別に加入することで、老後の備えがより充実するものとなりますので、加入することをお勧めします。

農業者年金加入を希望される方は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局またはJAまでご相談ください。

□問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

農地の権利移転や 転用等について

田や畑、樹園地、採草放牧地といった農地には、農地法などの法律により、自分の所有地であつても無断で所有権移転（売買や贈与）ができないことになっています。

また、転用についても同様で、県知事などの許可なく行った場合は、厳しい罰則もあります。実際に昨年度他県において逮捕者が出るといったこともありました。

そのため、次のような場合には、まず農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局までご相談ください。場合によっては、期間を要するものもありますので、早めに申出ください。

◆農地の売買、貸し借りなど（農地法第3条、農業経営基盤強化促進法）

所有農地を耕作地として売買したい、貸したい、借りたいなどの場合。

◆農地の転用（農地法第4条）

所有農地に住宅を建てたい、植林や駐車場・資材置き場を作りたいというような、農地以外に開発する転用を行いたい場合。

◆農地の転用と農地の異動（農地法第5条）

他の人の所有農地を転用して住宅建築などの開発を行いたい場合。

◆農地の貸借の合意解約

農地の賃貸借契約を解約する場合。

毎月25日までに受付した申請書等は翌月の農業委員会定例総会（毎月10日前後）にて決定されます。詳しい日程については農業委員会事務局まで問合わせください。

□問合せ先

農業委員会

Tel 74-4420

深浦町公民館の学習教室・ 中学1年生の募集

深浦町公民館では、村井博美氏のご厚意により授業の補習や進学のための学習教室を平成30年

から開催しています。考え方を身につけ、問題が解ける喜びを体感しながら、レベルアップにチャレンジしてみませんか。（2・3年生は満員です。）

◆内容

学校の授業の補習

◆定員

新中学1年生 3人（先着順）

◆科目

5教科（英・数・国・理・社）

◆内容

学校で学んだ内容の理解と定着

◆日時

4月17日から毎週金曜日

19時～21時

◆場所

深浦町公民館1階「小会議室」

◆授業料

無料

◆講師

村井博美氏（写真家。東京大学・京都造形芸術大学卒業）

◆申込締切

4月10日（金）

□問合せ先

深浦町公民館

Tel 74-2031

地域子育て支援センター 新年度利用者募集の お知らせ

地域子育て支援センター「ほほえみ」は、地域の方々に親しまれ、

誰でも気軽に遊びに来て、子育てを通して笑顔あふれる日々を過ごせる温かい居場所となれることを目指しています。これからお母さんになられる妊婦さん、「子育てに悩み不安を持っている方や困っている方」、「友達づくりをしたい方」を応援します。

お母さん同士子育ての情報交換や、おしゃべり、サークル活動等、リフレッシュできますのでどうぞご利用ください。（お母さん方にはみなさんにはコーヒーやお茶を準備してお待ちしています。）

◆新年度歓迎会

初めての方、大歓迎！赤ちゃん（生後2か月から）も大歓迎！申し込みは必要ありません。お子さんの必要なものを持って気軽に遊びにおいでください。（飲み物・少しのおやつ・着替え等）

① 4月8日（水）

9時30分～11時30分
 めぐみ子ども園内「子育て支援室」

② 4月9日（木）

9時30分～11時30分
 深浦町公民館

◆保育体験

「保育園（子ども園）ってどんなところ？」、「近くに友達がいないとて…」とお考えのお母さん、一度のぞいてみませんか？
 手遊びをしたり、絵本を見たり、親子でゲームやおもちゃ作り、四季折々の遊びなどをして一緒に楽しんでいます。

◆日時・場所

① 第1・3・5火曜日

9時30分～11時30分

めぐみ子ども園内「子育て支援室」

② 第1・3・5木曜日

9時30分～11時30分

深浦町公民館

◆サークル活動

お母さんが中心になって、「ハンドベル」「手作りおやつ」「簡単な手芸」などおしゃべりをしながらみんなで楽しんでいます。

◆日時・場所

① 第2・4火曜日

9時30分～11時30分
 めぐみ子ども園内「子育て支援室」

② 第2・4木曜日

9時30分～11時30分
 深浦町公民館

◆ほほえみ広場

子育て中のお母さん、お子さん、妊婦さんのためにめぐみ子ども園内「子育て支援室」や園庭、深浦町公民館の施設の一部を誰でも気軽に遊びに来られるように開放しています。

◆日時・場所

① 火曜日、水曜日

9時30分～14時

めぐみ子ども園「子育て支援室」

② 木曜日

9時30分～14時

深浦町公民館

遊んだ後は、お弁当やおやつを食べたり、お出かけの途中の休憩場所としてもご利用いただけますので、ぜひみなさん気軽に立ち寄りください。お待ちしております。

◆子育て相談

今、子育て中のお母さん、お子

さんのことでお困りのことはありませんか？一人で悩むより、まずは相談してみましよう。

◆相談受付日時

電話相談・面接相談・訪問相談
 毎週月～土曜日 9時～17時
 （土曜日は9時～12時）

☆手紙相談・随時受付中
 ※ただし、面接相談・訪問相談は予約が必要です。また、電話相談は匿名でも受付いたします。

Tel 76-20039

◆子育て研修会（月1回）

子育てが楽しくなるお話や子育ての参考になる遊び、料理作り、ミニコンサート等を開きます。日時、内容などは、ほほえみ通信やポスター等でお知らせいたします。研修会の参加は、基本的に無料です。（活動内容により別途負担有り。）

□問合せ先

〒038-2503

大字関字栃沢84-9

地域子育て支援センター

『ほほえみ』

Tel 76-20039

Fax 76-20063

県営住宅入居募集のお知らせ

■募集住戸

- ①新宮団地（五所川原市若葉三丁目地内） 木造 2LDK：1戸（1階玄関）
- ②新宮団地（五所川原市長橋広野地内） 木造 3LDK：1戸（1階玄関）
- ③広田団地（五所川原市みどり町5丁目地内）鉄筋コンクリート3LDK：2戸
（1階・2階玄関）
- ④新宮団地（五所川原市長橋広野地内） 木造 3LDK：1戸
（特定公共賃貸住宅・1階玄関）

※申込者及び同居予定者の人数等の制限について、①は2名以上。②③は3名以上。④は

人数が2名以上で政令月額が158,000円以上487,000円以下に限る。

■募集・受付・書類配布・説明期間

4月1日(水)～4月10日(金)

③④は随時募集中（但し、入居者決定次第募集を締め切ります。すべて土、日を除く）

■その他

入居するには入居基準があり、家賃は所得金額に応じて決定します。

家賃

- ①新宮団地 16,100円から31,600円程度
- ②新宮団地 21,200円から41,700円程度
- ③広田団地 13,000円から25,600円程度
- ④新宮団地 58,000円（一律）

※①②は令和2年6月1日入居予定です。

※③④は令和2年5月1日入居予定です。

※駐車場は原則として1住戸につき1台です。

2台目駐車場については空区画がある場合のみ貸出します。

※駐車場料金は、家賃とは別に徴収します。

※冬期の駐車場や共用部分の除雪は入居者の皆さんで行っていただきます。

□申込み及び問合せ先

五所川原市大字金山字亀ヶ岡46番地18

青森県県営住宅等指定管理者 株式会社 サン・コーポレーション

住宅管理係 TEL 0173-38-3181（土・日を除く）

深浦町農地賃借料情報について

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。農業経営の参考としてお知らせします。

【田（水稻）の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧大戸瀬地区	6,200円	6,200円	6,000円	10	
旧深浦地区	6,200円	6,200円	6,000円	21	
旧岩崎地区	5,200円	6,200円	4,600円	10	
深浦町平均	5,900円			41	

【畑（普通畑）の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧大戸瀬地区	2,000円			0	
旧深浦地区	2,000円			0	
旧岩崎地区	2,000円			0	
深浦町平均	2,000円			0	

□問合せ先 農業委員会 TEL 74-4420

令和2年度深浦町農作業等標準賃金表について

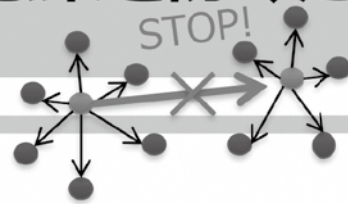
この賃金は、1日8時間労働で賄いなしの基準です。農業経営の参考としてお役立てください。

作業内容	区分	労働時間	令和2年度賃金	備考
田 植 え	男 女 共	1日	6,400円	青森県最低賃金参照 (790円)
稲刈り	男 女 共	1日	6,400円	
田一般作業	男 女 共	1日	6,400円	
畑一般作業	男 女 共	1日	6,400円	
田 耕 起	オペレーター付	10a当たり	5,000円	
田 荒 か き	オペレーター付	10a当たり	3,800円	
田 代 か き	オペレーター付	10a当たり	3,800円	
荒・代かき	オペレーター付	10a当たり	7,000円	
耕起・荒・代かき	オペレーター付	10a当たり	12,000円	
畑 耕 起	オペレーター付	10a当たり	4,800円	
バインダー	オペレーター付	10a当たり	6,700円	
ハーベスタ	オペレーター付	10a当たり	8,200円	
コンバイン	オペレーター付	10a当たり	13,500円	
田 植 機	オペレーター付	10a当たり	5,700円	
畦 塗 り	片道 100m当たり		2,500円	
オペレーター		1日	7,000円	

□問合せ先 農業委員会 TEL 74-4420

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、**一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。**

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

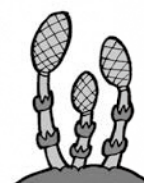
国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

法テラス鯉ヶ沢通信 vol. 50



■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4 鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00（土・日・祝日は休業）

業務 ・有料及び無料法律相談（要予約、無料相談は条件有り）

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所にお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

・訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任

～橋本弁護士一言メモ～

新型コロナウイルスによる社会不安が広がり、いろいろなイベントが中止になってしまったり、マスク等が品薄になったりと大きな影響がでています。

その反面で、新型コロナの対策として手荒い等が徹底された影響により今年はインフルエンザがあまり流行しなかったとも聞きます。

私も普段から気を付けたいです。

□問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所

TEL 050-3383-8369



令和2年 県内の交通事故概況

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”



＝青森県交通対策協議会 令和2年2月29日現在＝

	2 月 中	年 間 累 計	死 者 の 状 態	年 齢 別	高 齢 者 の 死 者 (6 5 歳 以 上 の 人)	1 人 (− 3)
発 生 死 者 傷 者	2 4 1 件 (+ 1 5)	4 5 9 件 (− 3 2)		夜	夜 間 の 死 者	0 人 (− 2)
				状 態 別	歩 行 者 の 死 者	0 人 (− 1)
				シ ー ト ベ ル ト	自 動 車 乗 車 中 の 死 者	1 人 (− 2)
					非 着 用 死 者	0 人 (− 2)

※（ ）内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」 15日は「高齢者交通安全の日」

ふかうらまちカレンダー

4月

☐問合せ先 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
29	30	31	1	2 ★支援センター ほほえみ (9時30分～) ★編み物愛好会 (10時～) ★深浦婦人会 (19時～)	3 ★ダンス愛好会 (13時～)	4
5 ★将棋愛好会 (10時～)	6 ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	7 入学式 (町内全小中学校) ★墨遊会 (10時～)	8 入学式 (木造高校深浦校舎) ★サークル 「人形」 (11時～)	9 ★子育て支援セン ター「ほほえみ」 (9時30分～) ★拳舞の会 (13時～) ★光楓書友会 (18時～) ★油絵愛好会 (19時～)	10 ★花咲会 (10時～) ★深浦ダンス愛 好会 (19時～)	11 ★書道愛好会 (13時～)
12	13 ★パッチワーク 愛好会 (10時～) ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	14 ★軸装の会 (10時～)	15	16 山開き ★子育て支援セン ター「ほほえみ」 (9時30分～) ★編み物愛好会 (10時～)	17 ★料愛クラブ (9時～) ★深浦支部婦人 会総会(10時～) ★新日本補聴器 (13時～) ★深浦ダンス愛 好会 (13時～)	18 沿道美化清掃
19 ★将棋愛好会 (10時～)	20 ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	21 ★墨遊会 (10時～)	22 ★サークル 「人形」 (11時～)	23 ★拳舞の会 (13時～) ★光楓書友会 (18時～) ★油絵愛好会 (19時～)	24 ★深浦ダンス愛 好会 (13時～)	25 ★書道愛好会 (13時～)
26	27 ★パッチワーク 愛好会 (10時～) ★日本教育書道 会書道教室 (15時～)	28 ★軸装の会 (10時～)	29 昭和の日	30 ★支援センター ほほえみ (9時30分～)	1	2